

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例

平成20年9月18日

条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条第4項の規定に基づき、山陽小野田市議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、職務に応じて、別表第1のとおりとする。

2 議員報酬は、新たに職に就いたときはその日から、その職を離れたときはその日までこれを支給する。

3 死亡したときは、その月まで支給する。

4 第2項の規定により議員報酬を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 職務の変更に伴い月の途中において議員報酬の額に異動を生じたときは、その者に支給すべきその月の議員報酬の額は、異動した日前及びその異動の日以後の日数に応じて、それぞれ日割計算の方法により算出した額の合計額とする。

6 前各項に定めるもののほか、議員報酬の支給については、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号。以下「職員給与条例」という。）の規定を準用する。

(議員報酬の一時差止め等)

第2条の2 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたときは、逮捕等を受けた期間（以下「逮捕等期間」という。）の議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。ただし、差し止めることができないものについては、この限りでない。

2 前項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）の理由となつた刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一時差止処分を取り消すとともに、当該一時差止処分に係る議員報酬を支給する。

(1) 公訴を提起しない処分があつたとき。

(2) 無罪判決が確定したとき。

3 議員が逮捕等を受けた場合において当該刑事事件の有罪判決が確定したときは、当該逮捕等期間に係る議員報酬は、支給しない。この場合において既に支給された議員報酬があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

4 一時差止処分に係る議員報酬及び前項の規定により不支給とされた議員報酬の額は、逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって算出した額とする。

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は、別表第2に定めるところによる。

3 前2項に定めるもののほか、費用弁償の支給については、山陽小野田市職員等の旅費に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第53号）の規定を準用する。

（期末手当）

第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。

（期末手当の一時差止め等）

第4条の2 6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）以前6か月以内の期間において逮捕等期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間の日数に応じて、当該基準日以前6か月の期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって算出した額の支給を一時差し止めるものとする。ただし、差し止めることができないものについては、この限りでない。

2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分は、第2条の2第2項各号のいずれかに該当するときは、当該一時差し止める処分を取り消すとともに、当該一時差し止める処分に係る期末手当を支給する。

3 議員が逮捕等を受けた場合において当該刑事事件の有罪判決が確定したときは、第1項の規定により一時差し止めた期末手当及び同項ただし書の規定により差し止めることができなかった期末手当は、支給しない。この場合において既に支給された期末手当があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（費用弁償に係る経過措置）

2 この条例の費用弁償に係る規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、改正前の報酬等支給条例の例による。

（期末手当に係る経過措置）

3 この条例の施行の日の前日において、議員であった者で、引き続きこの条例の施行の日において議員であるものについては、この条例の規定に相当する廃止前の山陽小野田市議会議員期末手当支給条例の規定によりなされた期末手当に係る決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、期間は通算する。

（議員報酬に係る特例）

4 議員報酬の額については、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める議員報酬の額から当該議員報酬の額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、円位未満に端数が生じたときは円位に切り上げる。

(山陽小野田市議会議員期末手当支給条例の廃止)

5 山陽小野田市議会議員期末手当支給条例（平成17年山陽小野田市条例第45号）は、廃止する。

附 則（平成21年12月1日条例第41号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成22年11月30日条例第35号）

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月1日条例第38号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議員に関する改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定の適用については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、新条例第2条の2第1項に規定する処分を受けたものとみなす。

3 この条例施行の日以後最初に支給を受ける期末手当に関する新条例第4条の2の規定の適用については、「基準日以前6か月以内」とあるのは、「施行日から平成27年12月1日まで」とする。

附 則（平成28年3月11日条例第3号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成28年12月27日条例第38号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表第1（第2条関係）

区分	金額
議長	月額 460,000円
副議長	月額 402,000円
委員会委員長	月額 375,000円
委員会副委員長	月額 372,000円
その他の議員	月額 370,000円

別表第2（第3条関係）

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃	日当	宿泊料
山陽小野田市職員等の旅費に関する条例別表の第1号の適用を受ける者の旅費相当額	2,600円	13,100円

山陽小野田市長等の給与に関する条例

平成17年3月22日

条例第48号

(趣旨)

第1条 この条例は、市長等の受ける給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「市長等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 水道事業管理者

(給与の種類)

第3条 市長等の受ける給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第4条 市長等の給料月額は、別表のとおりとする。

第5条 新たに市長等になった者には、その日から給料を支給する。ただし、退職し、又は失職した地方公務員又は国家公務員が即日市長等となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

第6条 市長等が離職したときは、その日まで給料を支給する。

第7条 市長等が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第8条 第5条又は第6条の規定により給料を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第9条 第5条から前条までに定めるもののほか、市長等の給料の支給方法については、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第10条 市長等の期末手当の支給については、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の207.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の222.5」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「市長等の給料月額に当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第11条 市長等が退職（任期満了の場合を含む。以下同じ。）し、又は死亡した場合の退職手当の額は、給料月額に、その者の勤続期間1月につき、次に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職の都度これを支給する。

- (1) 市長 100分の56.5
- (2) 副市長 100分の40

- (3) 教育長 100分の25
 - (4) 水道事業管理者 100分の25
- 2 前項の勤続期間に1月未満の端数がある場合は、その端数が15日以下のときはこれを切り捨て、16日以上のときはこれを1月に切り上げる。
- 3 前2項に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第52号）の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、市長等の給与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

（市長等の給料の特例）

- 2 市長等の給料月額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間における市長の給料月額は、第4条に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成17年8月1日条例第218号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月11日条例第229号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

（市長及び助役の期末手当の特例）

- 2 平成17年12月に支給する市長及び助役の期末手当の額は、第10条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、それぞれ平成17年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間における給料の合計額に100分の15.2778を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成17年12月1日条例第245号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第16号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第45号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月9日条例第2号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(助役から引き続き副市長となった者の在職期間等の算定の経過措置)
- 2 施行日前に助役として在職し、引き続き施行日以後も副市長として在職する者に対して平成19年6月に支給する期末手当の額の算定に係る在職期間については、改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例（次項において「改正前の市長等の給与条例」という。）第10条の規定により期末手当を支給される助役として在職した期間を通算する。
- 3 施行日前に助役として在職し、引き続き施行日以後も副市長として在職する者に対して支給する退職手当の額の算定に係る勤続期間については、改正前の市長等の給与条例第11条の規定により退職手当を支給される助役として勤続した期間を通算する。

附 則（平成19年12月28日条例第35号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。
(市長の期末手当の特例)
- 2 平成20年6月に支給する市長の期末手当の算定の基礎となる給料月額は、この条例による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の市長等の給与条例」という。）附則第2項ただし書の規定にかかわらず、この条例による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例附則第2項の規定により算定した給料月額とする。
(適用除外)
- 3 改正後の市長等の給与条例附則第2項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後において新たに市長となった者には適用しない。

附 則（平成21年2月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月23日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月24日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月1日条例第38号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年11月30日条例第36号）

この条例中第1条及び第3条の規定は平成22年12月1日から、第2条及び第4条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月1日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定に基づき、なお従前の例により在職するものとされた教育長が在職する間における当該教育長の給与及び旅費については、第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の山陽小野田市職員等の旅費に関する条例の規定は適用せず、第3条の規定による廃止前の山陽小野田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条から第6条まで及び第8条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成28年3月11日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成28年12月27日条例第37号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において「改正後の条例等」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山

陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

別表（第4条関係）

職名	市長	副市長	教育長	水道事業管理者
給料月額	円 909,000	円 740,000	円 655,000	円 655,000

山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例

平成18年9月29日

条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、山陽小野田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が医師であって、医療行為を行う場合においては、特殊勤務手当を支給することができる。

(給料)

第3条 給料月額は、655,000円とする。

第4条 新たに管理者となった者には、その日から給料を支給する。ただし、退職し、又は失職した地方公務員又は国家公務員が即日管理者となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 管理者が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 管理者が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項に定めるもののほか、給料の支給方法については、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の207.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の222.5」とし、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「管理者の給料月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第6条 管理者が退職（任期満了の場合を含む。以下同じ。）し、又は死亡した場合の退職手当の額は、給料月額に、その者の勤続期間1月につき、100分の25を乗じて得た額とし、退職の都度これを支給する。

2 前項の勤続期間に1月未満の端数がある場合は、その端数が15日以下のときはこれを切り捨て、16日以上のときはこれを1月に切り上げる。

3 前2項に定めるもののほか、管理者の退職手当の支給方法については、山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第52号）の適用を受

ける職員の例による。

(特殊勤務手当)

第7条 特殊勤務手当は、山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年山陽小野田市条例第45号）の適用を受ける職員の例により支給し、その種類及び額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特殊有技者手当 月額39,000円
- (2) 研究手当 月額100,000円

(給与の支給期日)

第8条 給与の支給期日は、職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(管理者の給料の特例)

- 2 管理者の給料月額は、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における管理者の給料月額は第3条に規定する給料月額から当該給料月額に100分の25を乗じて得た額を減じた額とし、この間における管理者の退職手当の算定の基礎となる給料月額は同条に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成21年12月1日条例第40号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年11月30日条例第36号）

この条例中第1条及び第3条の規定は平成22年12月1日から、第2条及び第4条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月1日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日条例第4号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例（次項において

「改正後の条例等」という。) の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成28年12月27日条例第37号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例(次項において「改正後の条例等」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山陽小野田市長等の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例

平成17年3月22日

条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条の2第4項の規定に基づき、非常勤職員に対する報酬及び費用弁償の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この条例に基づき、報酬を受ける非常勤職員は、次のとおりとする。

- (1) 選挙管理委員会の委員
- (2) 監査委員
- (3) 公平委員会の委員
- (4) 農業委員会の委員
- (5) 教育委員会の委員
- (6) 固定資産評価審査委員会の委員
- (7) 芸術顧問
- (8) 選挙管理委員会が事務を管理する公の選挙又は投票における選挙長等
- (9) 介護認定審査会の委員
- (10) 障害支援区分認定審査会の委員
- (11) 農地利用最適化推進委員
- (12) 前各号に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員

2 この条例の規定は、山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号。第8条において「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員で、前項に掲げる非常勤職員を兼ねるものには適用しない。

(報酬の額)

第3条 前条第1項第1号から第11号までに掲げる非常勤職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 前条第1項第12号に掲げる非常勤職員の報酬については、別に定めのあるもののほか、日額5,300円（特殊な勤務条件にある者にあっては、5,300円以内の額で、予算の範囲内において市長が別に定める日額）とする。ただし、その非常勤職員の出務する日数が1箇月のうち勤務を要する日数の2分の1を超えるものについては、35万円以内で月額をもって定めることができる。

(費用弁償)

第4条 費用弁償は、出務手当及び旅費の2種とする。

2 農業委員会の委員が実地調査のため出務したときは、出務回数にかかわらず、その出務した実日数に応じて1日2,000円を出務手当として支給する。

3 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は別表第2に定めるところによる。

4 第2項の規定にかかわらず、同一日に同項の規定による出務手当の支給を受ける出務と前項の日当の支給を受ける旅行をした場合は、出務手当は支給しない。

5 同一日に第2項の規定による出務手当の支給を受ける出務と山陽小野田市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成20年山陽小野田市条例第25号）第3条第2項の日当の支給を受ける旅行をした場合は、出務手当は支給しない。

（月額の報酬）

第5条 月額の報酬は、新たに職に就いたときはその日から、その職を離れたときはその日までこれを支給する。

2 死亡したときは、その月まで支給する。

3 第1項の規定により報酬を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 月額による報酬を受けた者で職務の変更に伴い月の途中において、報酬の額に異動を生じたときは、その者に支給すべきその月の報酬の額は、異動した日前及びその異動の日以後の日数に応じて、それぞれ日割計算の方法により算出した額の合計額とする。

（日額の報酬等）

第6条 日額の報酬は、その出勤日数に応じて、その都度支給する。

2 1回当たりの報酬は、その都度支給する。この場合において、選舉長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選舉立会人については、選舉等における投票所若しくは期日前投票所又は開票所の開かれた時刻から閉じられた時刻までの間を1回として算定する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、月の初日から末日までの間における出勤日数又は出勤回数により算出した額を当該月の翌月の10日までに支給することができる。

（支給方法）

第7条 この条例に定めるものほか、報酬及び費用弁償の支給については、職員給与条例及び山陽小野田市職員等の旅費に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第53号）の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

（報酬に関する特例）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年小野田市条例第28号）又は山陽町報酬及び費用弁償条例（昭和31年山陽町条例第21号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により既に支給された平成17年3月分の報酬は、それぞれこの条例の相当規定による報酬の内払とみなす。

（選舉による農業委員会の委員の報酬に関する経過措置）

3 農業委員会の委員のうち、選舉による委員の報酬の額については、この条例の施行

の日後において行われる最初の一般選挙により選挙される委員の任期の開始日の前日までは、別表第1中「

農業委員会会長	月額	44,000 円
農業委員会会長職務代理者	月額	35,500 円
農業委員会委員	月額	33,000 円

」とあるのは「

農業委員会会長	合併前に小野田市農業委員会の委員であった者	月額	44,000 円
	合併前に山陽町農業委員会の委員であった者	月額	34,600 円
農業委員会会長職務代理者	合併前に小野田市農業委員会の委員であった者	月額	35,500 円
	合併前に山陽町農業委員会の委員であった者	月額	29,400 円
農業委員会委員	合併前に小野田市農業委員会の委員であった者	月額	33,000 円
	合併前に山陽町農業委員会の委員であった者	月額	28,400 円

」とする。

(費用弁償に関する経過措置)

4 この条例の規定は、条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、この条例の規定にかかわらず、なお合併前の条例の規定による。

(非常勤職員の報酬の特例)

5 第2条第1項第2号、第4号から第6号まで、第9号（審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。）、第10号（審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。）及び第11号に掲げる委員の報酬の額については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める報酬の額から当該報酬の額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、第9号及び第10号に掲げる委員が審査判定業務以外の業務に従事した場合の報酬の額については、当分の間、別表第1中「5,300円」とあるのは「2,000円」とする。

6 当分の間、第3条第2項中「5,300円」とあるのは「2,000円」とする。

附 則（平成17年5月31日条例第212号）

この条例は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成17年11月11日条例第228号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年10月10日から適用する。

附 則（平成18年3月29日条例第8号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第15号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日条例第28号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月29日条例第34号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月25日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月18日条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例第3条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される公の選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された公の選挙又は投票については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日条例第12号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第2条中山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第3条中山陽小野田市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例題名の改正規定及び同条例第1条の改正規定（「山陽小野田市障害者自立支援認定審査会」を「山陽小野田市障害支援区分認定審査会」に改める部分に限る。）、第4条中山陽小野田市障害者支援施設条例第3条第2号の改正規定、第5条中山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例第3条第1号の改正規定（「第5条第14項」を「第5条第13項」に改める部分に限る。）及び同条第2号の改正規定並びに第6条中山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される公の選挙又は投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された公の選挙又は投票については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日条例第48号）抄

(施行期日)

1 この条例は、現に在任する農業委員の任期満了の日（山陽小野田市農業委員会の選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名	区分	金額
選挙管理委員会委員長	日額	15,100円
選挙管理委員会委員	日額	12,900円
監査委員 市議会議員から選任された者	月額	39,000円
	月額	153,000円
公平委員会委員長	日額	15,100円
公平委員会委員	日額	12,900円
農業委員会会长	月額	44,000円
農業委員会会长職務代理者	月額	35,500円
農業委員会委員	月額	33,000円
教育委員会委員長	月額	74,000円
教育委員会委員	月額	64,000円
固定資産評価審査委員会委員	日額	5,300円
芸術顧問	月額	250,000円
選挙長	1回につき	10,600円
投票所の投票管理者	1回につき	12,600円
期日前投票所の投票管理者	1回につき	11,100円
開票管理者	1回につき	10,600円
投票所の投票立会人	1回につき	10,700円
期日前投票所の投票立会人	1回につき	9,500円
指定病院等の不在者投票における外部立会人	1回につき	10,700円
開票立会人	1回につき	8,800円
選挙立会人	1回につき	8,800円

介護認定審査会委員 (審査判定業務以外の業務の場合)	日額 (日額)	18,380円 (5,300円)
障害支援区分認定審査会委員 (審査判定業務以外の業務の場合)	日額 (日額)	18,380円 (5,300円)
農地利用最適化推進委員	月額	33,000円

備考

- 1 投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人がその職務のために公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項本文若しくは第48条の2第3項の規定により読み替えて準用する同法第40条第1項本文（法第85条第1項の規定により準用する場合及び山陽小野田市住民投票条例施行規則（平成18年山陽小野田市規則第34号）第34条においてその例によることとされた場合を含む。）、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第51条第1項本文若しくは第60条第3項の規定により読み替えて準用する同法第51条第1項本文又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第1項若しくは第7条の2第1項に規定する投票所又は期日前投票所の開くべき時刻から閉じるべき時刻まで（以下「投票所等開閉時間」という。）の間に従事した時間（以下「投票所等従事時間」という。）が投票所等開閉時間に満たない場合は、これらの者の報酬の額はこの表に掲げる報酬の額を投票所等開閉時間数で除して得た額に投票所等従事時間数を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。
- 2 指定病院等の不在者投票における外部立会人がその職務のために公職選挙法第270条第1項本文（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条及び法第85条第1項の規定により準用する場合並びに山陽小野田市住民投票条例施行規則第34条においてその例によることとされた場合を含む。）又は日本国憲法の改正手続に関する法律第142条第1項本文に規定する届出等の時間の開始時刻から終了時刻まで（以下「届出等時間」という。）の間に従事した時間（以下「外部立会人従事時間」という。）が届出等時間に満たない場合は、当該外部立会人の報酬の額はこの表に掲げる報酬の額を届出等時間数で除して得た額に外部立会人従事時間数を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

別表第2 (第4条関係)

職名	区分 鉄道賃、船賃、航空賃及び車 賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
各種行政委員	山陽小野田市職員等の旅費に関する条例別表の第1号の適用を受ける者の旅費相当額	2,600円	13,100円

その他非常勤職員	山陽小野田市職員等の旅費に関する条例別表の第2号の適用を受ける者の旅費相当額
----------	--